

議案第12号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成29年 2月22日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「本市広報紙」を「本市広報誌」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 本市のホームページへの掲載

第7条第2項中「同項第1号」を「同条第1項第1号」に、「前条第2項本文」を「同条第3項本文」に、「同項第3号」を「同条第1項第3号」に改める。

第52条の次に次の1条を加える。

（使用者の資格の特例）

第52条の2 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場の使用の状況に照らして入居者等の使用を妨げない限度において、次の各号のいずれにも該当する入居者等以外の者に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により駐車場の使用を許可することができる。

- (1) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (2) その者の使用が公の秩序を乱し、又は住民の生活の平穩を害するおそれがないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員でないこと。

第53条の見出しを「（入居者等の使用の申込み及び選考）」に改め、同条中「前条」を

「第52条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、第52条に規定する条件を具備する者が身体障がい者である場合その他特別の事由がある場合で、市長が特に認める者については、この限りでない。

第53条の次に次の1条を加える。

(入居者等以外の者の使用の申込み及び選考)

第53条の2 第52条の2に規定する条件を具備する者で駐車場を使用することを希望するものは、規則の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

- 3 当該駐車場の使用期間は、許可を受けた年度の3月31日までとし、翌年度も使用を希望する者は、第1項に規定する申込みをしなければならない。

第54条中「前条」を「前2条」に改める。

第60条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第52条の2の規定により許可を受けた者にあつては、当該使用が入居者等の使用を妨げるとき。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

市営住宅駐車場を入居者等以外の者へ貸出等をするに当たり、改正の要あるため提案する。